

高知県水産試験場横浪林海研究交流センターを活動拠点とした

研究・交流に関する協定書

国立大学法人京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「甲」という。）と国立大学法人高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科（以下「乙」という。）及び高知県産業技術委員会（以下「丙」という。）は、高知県水産試験場横浪林海研究交流センター（以下「横浪林海研究交流センター」という。）を活用して、相互に連携した取り組みを進めるため、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、甲乙及び丙の所管する試験研究機関が、横浪林海研究交流センターを活動拠点として、相互の連携による技術交流及び人的交流をとおして、甲乙丙の研究、教育の充実を図り、更に地域振興及び地域との連携と交流を進めることを目的とする。

第2条 甲乙丙は、第1条の目的を達成するため、次の事業を推進する。

- (1) 甲の掲げる森里海連環学の発展と教育に関する事業
- (2) 乙の掲げる黒潮流域圏総合科学の発展と教育に関する事業
- (3) 丙の所管する試験研究機関が実施する調査・研究に関する事業
- (4) 甲乙丙が単独又は連携して行う地域振興及び地域連携に係わる研究と交流に関する事業
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

第3条 甲乙丙は、横浪林海研究交流センターの運営及び管理に関する経費の負担について、別途協議のうえ定めるものとする。

第4条 甲乙丙は、別に定める高知県水産試験場横浪林海研究交流センター管理運営規程に基づいて横浪林海研究交流センターを運営・管理し、有効に活用する。

第5条 甲乙丙に所属する教職員及び学生等が、横浪林海研究交流センターにおいて研究等に従事している際に発生した事故については、当該教職員及び学生等の所属する機関がその責任を負うものとする。

第6条 甲乙丙に所属する教職員及び学生等が、横浪林海研究交流センターにおいて研究等に従事している際に、建物等を滅失又は棄損した場合は、その発生状況等について調査し、甲乙丙が協議し対応するものとする。なお、当該事故が当該教職員及び学生等の故意又は重大な過失による場合には、当該教職員及び学生等の所属する機関の責任において当該損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

第7条 甲乙丙は、横浪林海研究交流センターで行う調査・研究や海域の利用などについて地元の池の浦漁業協同組合との間で別途協定を締結する。

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義のある事項が生じた場合は、甲乙丙が誠意を持って協議し解決する。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年2月23日

甲 国立大学法人京都大学
フィールド科学教育研究センター長

田中克



乙 国立大学法人高知大学
大学院黒潮圏海洋科学研究科長

深見公雄



丙 高知県理事（産業技術担当）
兼産業技術委員会委員長

西本昌



協定書

国立大学法人京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「甲」という。）と国立大学法人高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科（以下「乙」という。）及び高知県産業技術委員会（以下「丙」という。）は、“海の森”である藻場の育成・保全とそこを生息場とするイセエビ等の重要水産資源の持続的有効利用を展望した“池ノ浦・里海構想”的実現を目的として高知県水産試験場横浪林海研究交流センター（以下「横浪林海研究交流センター」という。）を利用するにあたって、池ノ浦漁業協同組合（以下「丁」という。）と下記のとおり協定を結ぶものとする。

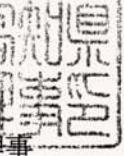
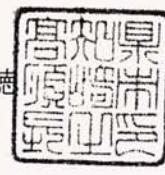
記

- 1 甲、乙及び丙は、上記の目的の実現に向けて丁の協力・支援のもと、須崎市、他研究機関等と連携しながら横浪林海研究交流センター周辺海域を「演習海」として調査・研究を行うものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センター周辺の海域が丁の管理する共同漁業権区域であり、イセエビの刺網漁業をはじめ、丁の組合員の重要な漁業生産活動の場であることを十分に認識し、尊重して、横浪林海研究交流センターの利用にあたるものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センター周辺海域での調査・研究にあたっては、事前に丁に計画を示し、了解を得てから行うものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センター周辺海域で潜水調査を行うときは、原則として丁の組合員の所有する漁船を借り上げ、組合員立ち会いの下に行うものとする。事情により、陸上から、あるいは他の船舶を使用して潜水調査を行う場合も、そのつど事前に丁に連絡し、了解を得てから行うものとする。
- 5 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センター周辺海域で試験研究のため、やむを得ず水産動植物を採捕しようとする場合は、そのつど事前に丁に連絡し、了解を得るとともに、その採捕結果を報告するものとする。ただし、丁の管理する漁業権魚種（イセエビ、アワビ、トコブシ、サザエ、テングサ、フノリ、カキ）については、原則として採捕しないものとする。
なお、甲、乙及び丙は、水産動植物を採捕しようとする場合は事前に、丁の同意書を添えて、高知県知事に届出あるいは特別採捕許可の申請を行わなければならない。
- 6 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センターへの取り付け道路の管理に当たって、関係者以外の通行ができないように管理に努めるものとする。
- 7 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センター周辺海域で密漁を発見したときは、丁及び関係機関へ通報するものとする。

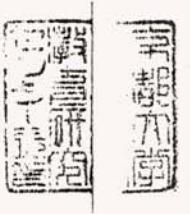
- 8 甲、乙及び丙は、研究成果を丁の組合員及び地元住民に積極的に報告する機会等を設け、池ノ浦地区との多様な連携を重視し、協同作業をすすめていくものとする。
- 9 甲、乙及び丙は、池ノ浦地区に対して、経済的貢献ができるように、別紙貢献策を積極的に進めるものとする。
- 10 甲、乙、丙及び丁は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行することとする。万一、甲、乙、丙及び丁のいずれかがこの協定を履行しない場合は、協議の上協定を解除することができる。
- 11 この協定書に疑義が生じた場合は、誠意をもって、甲、乙、丙及び丁は協議するものとする。

この協定書は、須崎市長 笹岡豊徳を立会人とし、5通を作成し、甲、乙、丙及び丁の各代表者及び立会人が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年2月23日

甲 代表者	国立大学法人京都大学 フィールド科学教育研究センター長 田中 克	
乙 代表者	国立大学法人高知大学 大学院黒潮圏海洋科学研究科長 深見 公雄	
丙 代表者	高知県理事（産業技術担当） 兼産業技術委員会委員長 西本 昌弘	
丁 代表者	池ノ浦漁業協同組合組合長理事 福田 唯志	
立会人	須崎市長 笹岡 豊徳	

池ノ浦地区に対する貢献策



甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センターを利用するにあたって、下記の池ノ浦地区に対する貢献策を積極的に進めるものとする。

記



1 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センター周辺海域で調査を行う際は、積極的に丁の組合員の漁船を借り上げる。



2 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センターに係わる催しが開催される際などに、丁の行っているホエール・ウォッ칭を積極的に紹介・宣伝する。



3 甲、乙及び丙は、横浪林海研究交流センターでセミナー等を開催する際は、池ノ浦地区の民宿、食堂を積極的に利用するよう努める。